

きずな通信

2020.12月 No.188

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

社会保険加入事業所のみなさまへ

●賞与の支給、不支給のご連絡ください。

賞与支給がありましたら、①支給日 ②支給した人 ③各人の支給額 をご連絡お願いいたします。賞与にも社会保険料がかかります。保険料の計算がご不明な場合はお気軽にご相談ください。また、賞与不支給の場合も届出が必要な場合がございますので、不支給の場合もご連絡いただくとありがたいです。よろしくお願いいたします。

●給与の変動がある場合はご連絡ください。

毎月支給の給与に変更がある場合もお知らせください。



労働保険事務組合きずな加入のみなさまへ

- 労働保険料第3期分の納入通知書を送付しております。納付期限令和3年1月29日迄期限内の納付をどうぞよろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が難しい事業所様は、1年間猶予の申請もありますので、ご連絡ください。

顧問事先事業所様へ

●報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の発行をお願い致します。

令和2年1月～12月の間に、顧問料及び手続報酬をお支払いいただいている事業所様には、

【支払調書】の発行を令和3年1月15日(金)までにご送付いただけますようお願いいたします。

発行についてご不明な点がございましたら当事務所又は委託先会計事務所様までお問い合わせ下さい。

コロナに負けず、新しい年を迎えましょう！

新型コロナウイルス感染の第3波により、県内でも再び感染者が増えてきているようです。改めて三密を避け、マスク着用・手洗い・換気の徹底を心掛けたいと思います。各事業所における安心・安全の確保は経営者の第一の使命と考えます。その上で社員と力を合わせて事業の継続と雇用の維持を目指しましょう。直面する課題はそれぞれかもしれませんが、どうか社員を信じて共に知恵を出し合ってほしいと思います。コロナ後も見据えた“働き方改革”をすすめるために、我が事務所もさらに学びを深めて皆様を応援していく所存です。どうぞいつでも気軽にご相談ください。

橋口 剛和



橋口事務所の年末年始休業日のお知らせ

12月29日(火)～1月4日(月)

ご理解の程よろしくお願いいたします。